

鎌倉市立保育園における保育士派遣業務委託
(単価契約) に係る見積り合わせの実施について

【実施要領】

令和 7 年 (2025 年) 10 月

鎌倉市 こどもみらい部 保育課

1 目的

鎌倉市立保育園の安心安全かつ安定的な運営を図るため、鎌倉市立保育園における保育士派遣業務委託の受注者を募集・選定するものです。

2 概要

(1) 業務名

鎌倉市立保育園における保育士派遣業務委託（単価契約）

(2) 選定方法

見積り合わせ

(3) 業務内容

別紙「鎌倉市立保育園における保育士派遣業務委託仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）」、「鎌倉市立保育園における保育士派遣業務委託基本契約書（案・参考）（以下「基本契約書（案）」という。）」及び「労働者派遣個別契約書（案・参考）（以下「個別契約書（案）」という。）」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

※契約締結は令和7年（2025年）11月頃を予定

(5) 派遣期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

(6) 見積り限度額（1時間当たり単価・税抜）

3,300円（所定内労働時間に係る単価）

※所定外労働時間に係る単価については、仕様書14（2）ウのとおり

(7) 選定する受注者数

3者程度

(8) 必要な派遣人数（予定）

7名程度

(9) 派遣場所

次のいずれかとし、園毎の派遣人数は未定です。

ア 鎌倉市立由比ガ浜保育園（鎌倉市由比ガ浜三丁目11番48号）

イ 鎌倉市立深沢保育園（鎌倉市梶原二丁目33番2号）

ウ 鎌倉市立大船保育園（鎌倉市大船二丁目10番24号）

エ 鎌倉市立岡本保育園（鎌倉市岡本二丁目21番19号）

3 参加資格

(1) 令和7・8年度（2025・2026年度）の本市の入札参加資格を有していること

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(3) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

(4) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。

(5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に

該当しないこと。

- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

4 応募方法

別紙「参加申込書（様式1）」に見積書を添付の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出先

鎌倉市こどもみらい部保育課

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

(2) 提出方法

電子メール

(ア) 電子メールの件名は「鎌倉市保育士派遣業務 見積り合わせ（事業者名）」としてください。

(イ) 電子メール送信後、必ず本市宛に受信確認の電話連絡をお願いします。

(3) 提出期限

令和7年（2025年）10月24日17時まで

(4) 参加申込書（様式1）の提出及び見積書作成に当たっての留意点

ア 参加申込書（様式1）の提出をもって、鎌倉市契約規則の遵守及び「3参加資格」を満たしていることを誓約されたものとみなします。

イ 見積書の宛名は「鎌倉市長」としてください。

ウ 見積書には、代表者職氏名を記入の上、代表者印を押印してください。ただし、発行責任者と同担当者の氏名・連絡先を記載する場合には、代表者印の押印は不要です。

5 選定方法

(1) 応募者が3者以下であった場合

原則すべての応募者を契約予定事業者として選定します。

(2) 応募者が4者以上であった場合

ア 見積金額の低い順に3者程度を契約予定事業者として選定します。

イ 見積金額が同額であった場合には、当該応募者に再度見積書を作成・提出いただき、より安価であった応募者を契約予定事業者として選定します。

ウ 上記イにより再提出いただいた見積書による見積り合わせは、下記のとおり、当該再提出を行った事業者間でのみ適用されます。

順位	見積金額		事業者名
	1 回目	2 回目	
1	900円		A社（契約予定事業者として選定）
2	1,200円		B社（契約予定事業者として選定）
3	1,500円	1,000円	D社（契約予定事業者として選定）
4	1,500円	1,100円	C社（落選）

（３）選定結果の通知（予定）

選定結果については、令和 7 年（2025 年）11 月 7 日までに、本市ホームページに掲載するとともに、契約予定事業者として選定された事業者については電子メール及び電話にて、その他の応募者については電子メールにて通知します。

（４）選定順位に応じた派遣保育士枠について

次のとおり、選定順位に応じて派遣保育士枠を割り振ることとし、選定結果と併せて通知します。

ア 第 1 順位：4 名程度

イ 第 2 順位：2 名程度

ウ 第 3 順位：1 名程度

6 契約について

選定結果の通知後速やかに、次のとおり契約を締結します。

（１）原則、契約予定事業者と当該事業者が提示した見積金額をもって、別紙「基本契約書（案・参考）」及び「仕様書」のとおりに契約を締結し、その後、下記 7 のとおり派遣保育士を決定します。

（２）契約予定事業者の辞退等により契約締結を行うことができなかった場合には、選定結果（順位）を順次繰り上げて、当該応募者を契約予定事業者とすることがあります。

7 派遣保育士の決定について

（１）基本契約締結後、令和 8 年（2026 年）1 月末日までに、派遣予定保育士名簿（派遣する保育士の名前、生年月日と派遣を希望する保育園が分かるもの）を提出してください。選定順位の順に協議の上、派遣先を決定し、別紙「個別契約書（案）」を締結します。

（２）上記（１）の結果、上記 5（４）にて割り振られた派遣保育士枠に空き枠が生じた場合は、派遣予定保育士が決まり次第、当該空き枠分を上限に追加で派遣予定保育士名簿を提出してください。選定順位に関わらず、先着順で派遣先を協議・決定（「個別契約書（案）」を締結）します。

8 失格について

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

（１）基本契約締結までの間に「3 参加資格」を満たしていない場合

（２）見積金額が「2（６）見積り限度額」を超える場合

9 問い合わせ先

こどもみらい部保育課保育担当

電話：0467-61-3893（直通）

メールアドレス：kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

担当者：青木・江川